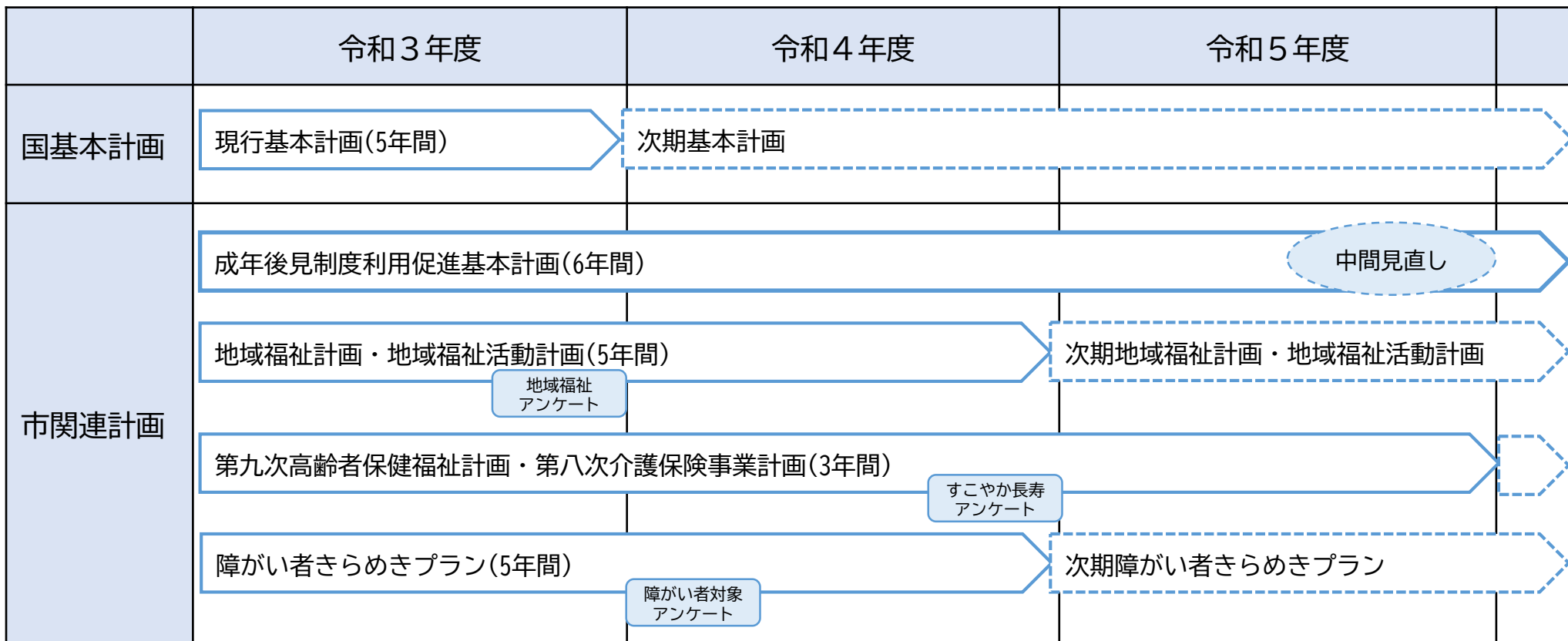


山口市成年後見制度利用促進基本計画 に基づく取組について

(1) 山口市成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年5月施行)、国の「成年後見制度利用促進基本計画」(平成29年3月閣議決定)に基づき策定
- 「山口市すこやか長寿対策審議会」、「山口市障がい福祉施策懇話会」、後見受任団体との意見交換及びパブリックコメントにより、幅広い関係者や市民の意見を計画に反映
- 計画期間は6年間(令和3年度～令和8年度)
- 「山口市成年後見制度利用促進協議会」を活用し、計画の進捗状況について点検・評価等

■関連計画の状況



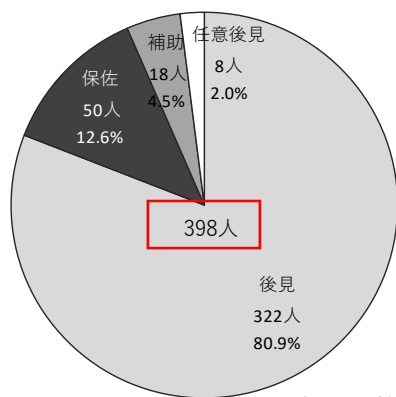
→関連計画との整合を図りながら、成年後見制度の利用促進に向けた施策を推進

(2) 成年後見制度を取り巻く現状と課題①

- 令和3年3月31日現在、認知症高齢者数は約6,800人、知的障がい者数は約1,600人、精神障がい者数は約1,900人。
- 療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加。
- 山口市における成年後見制度の利用者数は約400人と、成年後見制度の利用者となりうる方の数に比べて少ない状況。

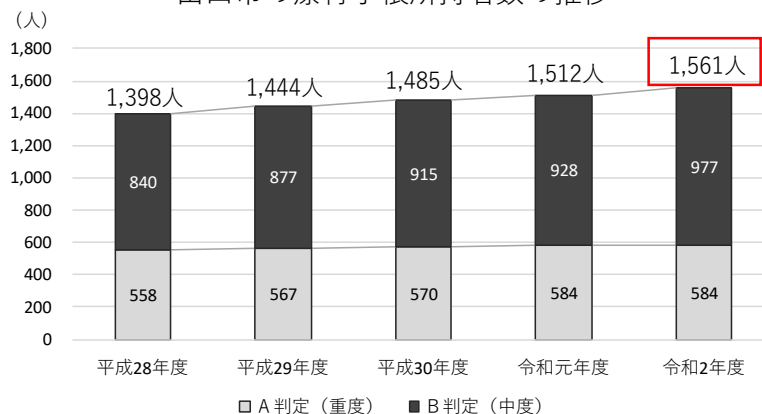
【課題1】 成年後見制度が十分に活用されていない

山口市の成年後見制度の利用者数（類型別）

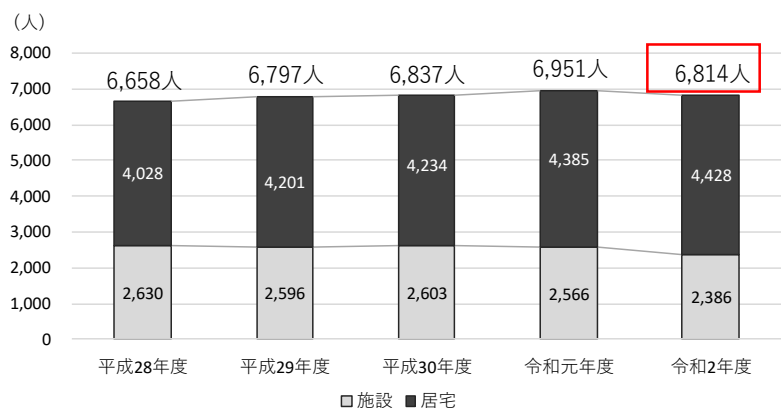


資料：山口家庭裁判所（令和3年6月27日時点）

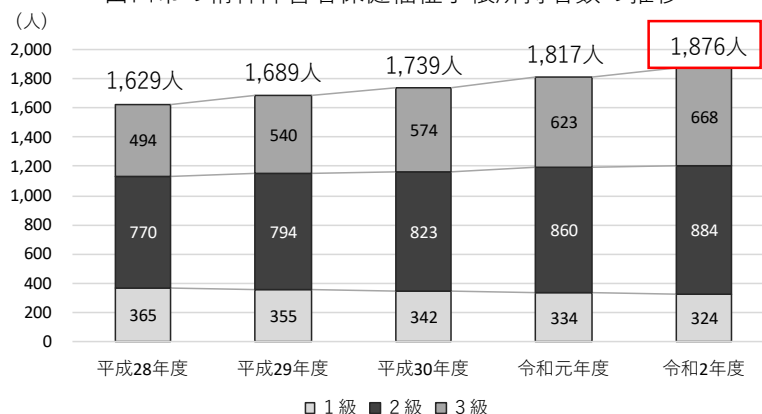
山口市の療育手帳所持者数の推移



山口市の認知症高齢者数（認知症自立度Ⅱa以上の人数）の推移



山口市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(2) 成年後見制度を取り巻く現状と課題②

市民の利用状況

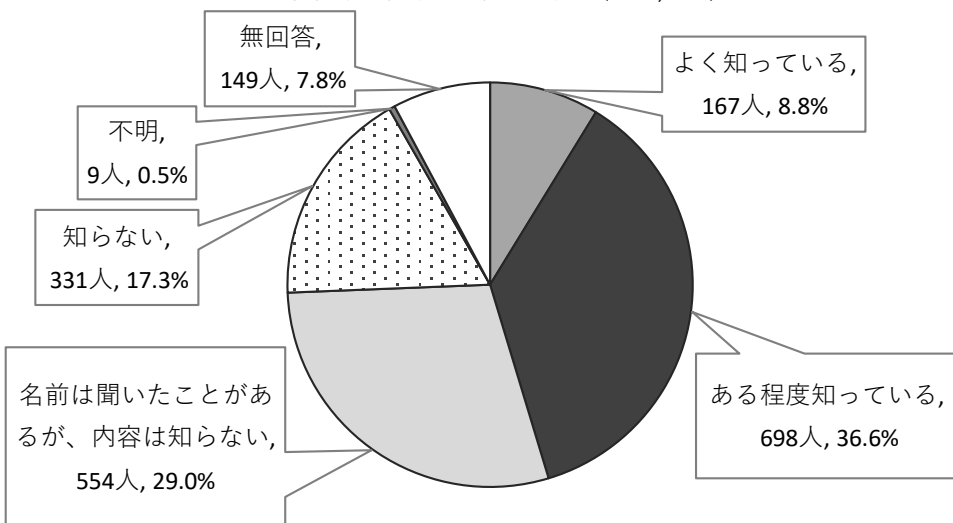
- ・ すこやか長寿アンケートにおいて、成年後見制度を「よく知っている」、「ある程度知っている」と回答した市民の割合は5割未満。
- ・ 成年後見制度の印象について、約3割の市民が「手続きがわからない」と回答。
- ・ 約2割の市民が後見人の人選や不正が「不安」と回答。

【課題2】 成年後見制度の内容が市民に理解されていない

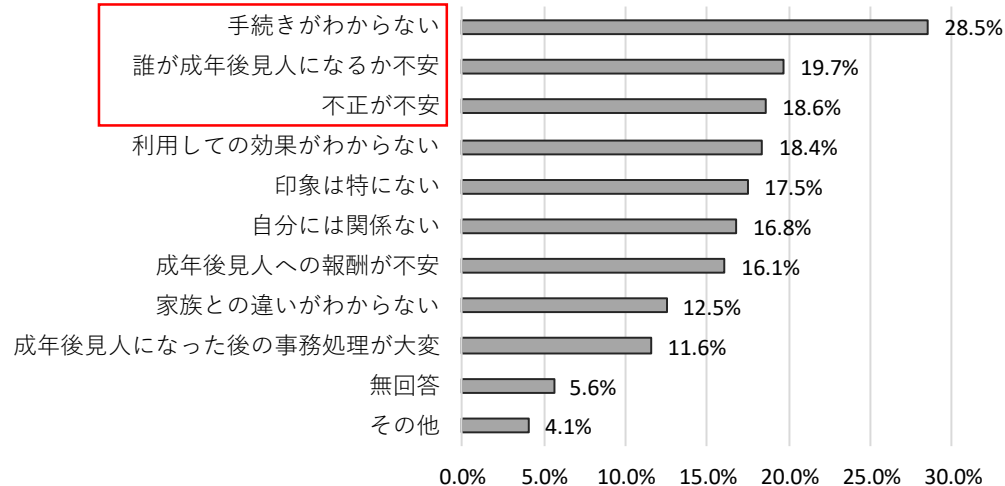
■すこやか長寿アンケート（令和2年3月）

対象者：65歳以上の山口市民で、介護保険の認定を受けていない方、総合事業対象者及び要支援の認定を受けている方

成年後見制度の認知度 (n=1,908)



成年後見制度の印象 (n=1,419)



(2) 成年後見制度を取り巻く現状と課題③

後見人の状況

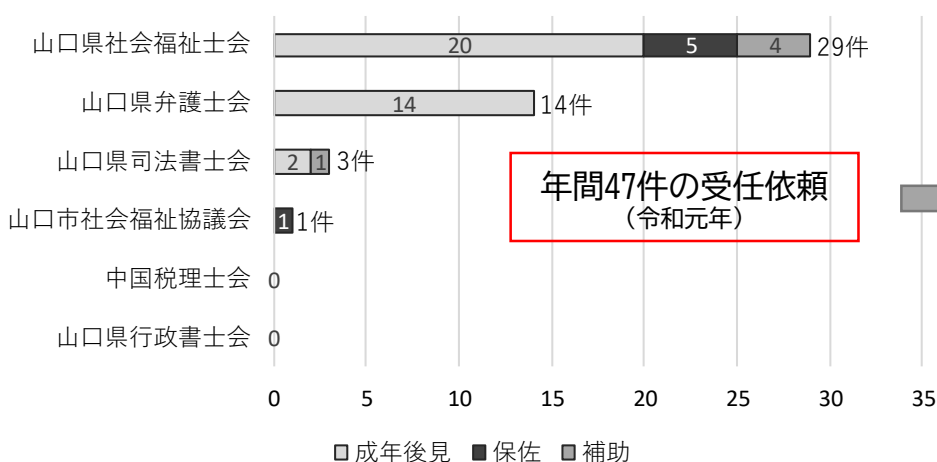
- ・ 専門職団体は、山口家庭裁判所からの受任推薦依頼をすべて受任できている状況（令和元年：46件）。
- ・ 多くの団体が今後も「十分受任できる」と回答。
- ・ 資産・収入が少なく被後見人からの報酬が見込めないケースがあり、多くの団体が報酬助成の対象拡大を要望。
- ・ 山口家庭裁判所からの情報が少ない中での受任判断、親族後見人から一時的な援助（家庭裁判所への報告業務等）を求められるケースへの対応が困難と回答。
- ・ 親族後見人をはじめとした後見人の相談窓口が分かりにくい状況。

【課題3】 後見人を支援する仕組みが整っていない

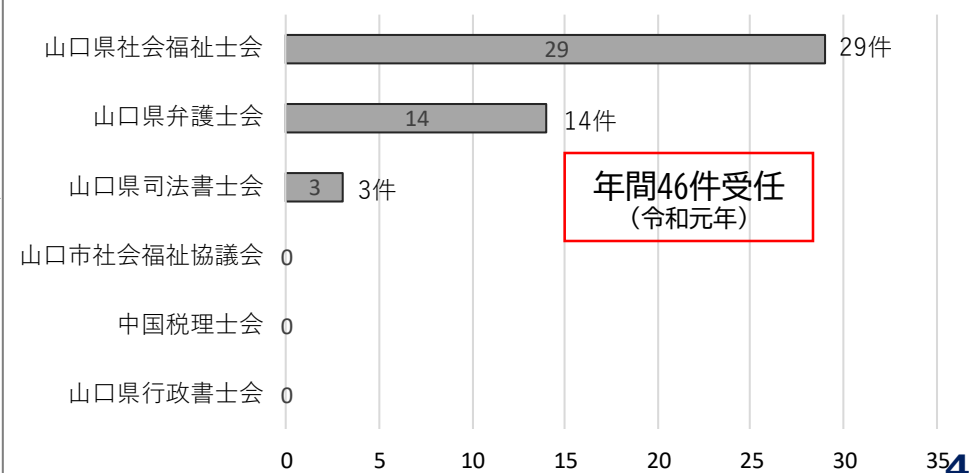
■ 山口市成年後見制度に関するアンケート（令和2年8月～9月）

対象者：山口県弁護士会、山口県司法書士会（リーガルサポート山口支部）、山口県社会福祉士会（ぱあとなあ山口）、山口県行政書士会（コスモスやまぐち）、中国税理士会、山口市社会福祉協議会

山口家庭裁判所からの受任推薦依頼件数（類型別）



後見人受任件数



(2) 成年後見制度を取り巻く現状と課題④

成年後見制度利用支援事業の実施状況

- 対象者に配偶者及び四親等内の親族がない場合等に、市長が家庭裁判所に対し後見等開始の審判申立てを実施。
- 市長申立てのケースで、対象者の資産、預貯金が少ない場合に、後見人報酬への助成を実施。
- 市長申立ての件数は、近年、10件～20件の範囲で横ばいの状況。
- 報酬助成の件数は、被後見人の死亡等により、過去3年間は10件程度で推移。

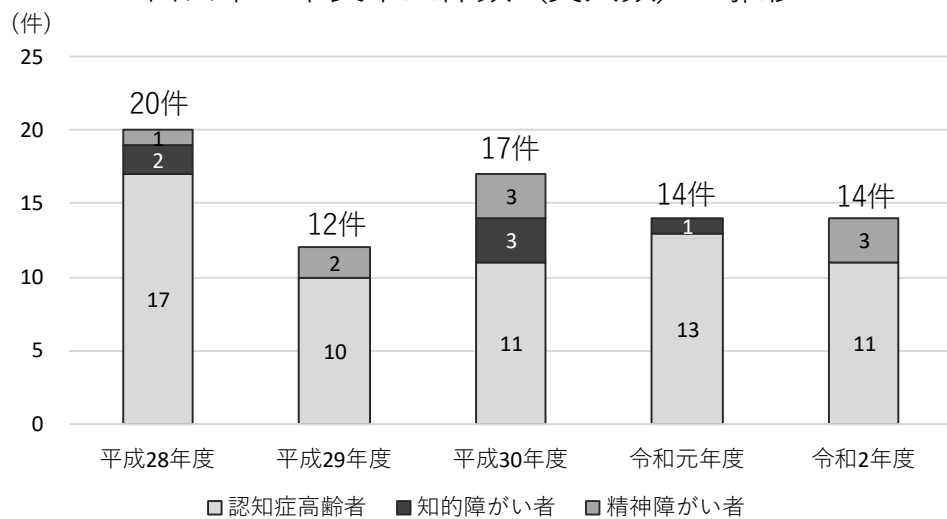
■山口市成年後見制度利用支援事業実施要綱（抜粋）

（事業内容）

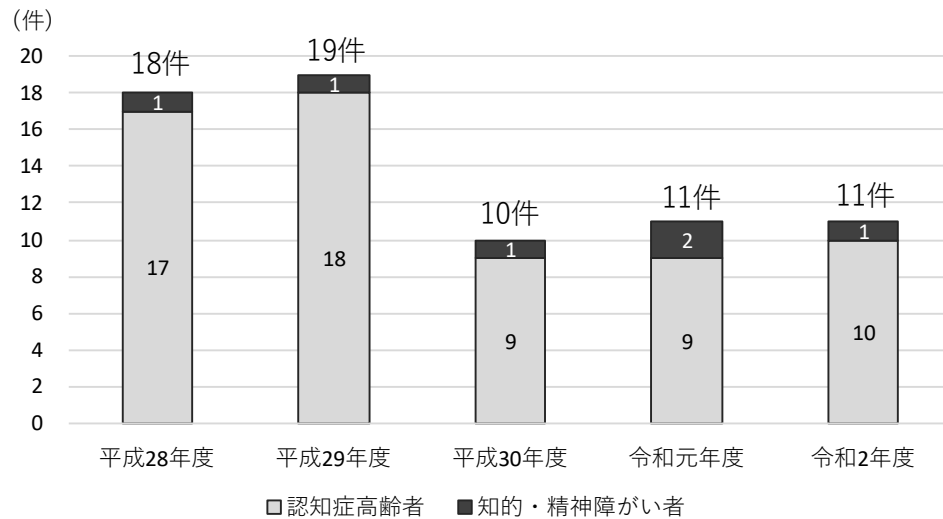
第3条 本事業の事業内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市長による審判の請求
- (2) 成年後見制度の利用に係る費用の助成
- (3) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動

山口市の市長申立件数（実人数）の推移



山口市の報酬助成件数（実人数）の推移



(3) 山口市成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方

基本方針

安心して自分らしく暮らし続けられる支え合いのまちづくり

権利擁護支援が必要な人を発見し、速やかに適切な支援につなげるための仕組みづくり

財産管理に留まらず、本人の意思が尊重され、生活の質の向上につながる福祉的な支援

既存の地域包括ケアの体制や取組を生かした地域全体での取組推進

基本目標

1 成年後見制度の利用を促進するための体制を整備する

2 誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整える

3 後見人が活動しやすい環境づくりを進める

施策の方向性

1. 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築

- 成年後見制度に関わる機関・団体等との連携強化（→協議会の設置）
- 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置
- 後見人を含めた支援者の「チーム」による本人の見守り、状況把握
- 広報・相談・制度利用促進・後見人支援機能の整備と不正防止効果への配慮

2. 制度利用につながる情報提供や相談の充実

- 成年後見制度の周知・啓発
- ワンストップ相談窓口の開設
- 地域の相談窓口との連携・役割分担

3. 成年後見制度利用支援事業の推進

- 本人を支援する親族がいない方、資産等が少ない方への適切な支援
- 本人にふさわしい後見人の選任支援
- 地域のニーズを踏まえた後見人候補者の育成・確保

4. 後見活動を支援する仕組みづくり

- 中核機関における相談対応
- 関係機関（専門職団体、家庭裁判所、社会福祉協議会）との連携強化

(4) 山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組の進捗状況

施策	主な取組	主な取組の進捗状況
1. 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築	①地域連携ネットワークの中核となる機関の設置	・成年後見センターの機能等について関係団体との意見交換を実施（R3.4～R3.6）
	②専門職団体や関係機関による協議会の設置	・山口市成年後見制度利用促進協議会を設置（R3.6）
2. 制度利用につながる情報提供や相談の充実	③制度周知のための広報・啓発活動の推進	・市公式ウェブサイトの「暮らしの情報」に「成年後見」のページを作成し、成年後見制度に関する情報を集約（R3.4）
	④関係機関の職員等に対する研修の実施	・山口家庭裁判所を講師として、市関係職員を対象に成年後見制度の勉強会を実施（R3.6） ・地域包括支援センター及び指定特定相談支援事業所に対し、研修計画に関するアンケートを実施（R3.6）
	⑤地域福祉権利擁護事業からの移行支援	・市社会福祉協議会との意見交換を実施し、地域福祉権利擁護事業の利用者を対象とした法人後見の受任拡大等について協議（R3.4～R3.5） ・地域福祉権利擁護事業の相談者(1件)を市長申立て事案に移行
3. 成年後見制度利用支援事業の推進	⑥市長申立ての実施	・市長申立てを実施(高齢者：4件、障がい者：2件) ・山口家庭裁判所における後見人の選任イメージについて、勉強会を実施(R3.6)
	⑦申立費用及び後見人報酬への助成	・後見人報酬への助成を実施（高齢者：4件、障がい者：1件） ・県内13市に対し、報酬助成に関する調査を実施(R3.6)

(5) 山口市成年後見制度利用促進協議会の役割

- 設置目的（設置要綱第1条）
 - ・ 成年後見制度の利用の促進に関する施策の推進について広く関係者の意見を反映させる
 - ・ 関係機関等の協力・連携体制を構築する
- 所掌事項（設置要綱第2条）
 - (1) 山口市成年後見制度利用促進基本計画に係る施策の推進方策等に関すること
 - (2) 成年後見制度の利用に係る支援体制の構築に関すること
 - (3) その他成年後見制度の利用の促進に関し必要な事項
- 年2回の開催を予定

■協議会の検討事項（想定）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議会の検討事項	市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組の進捗状況の確認		
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ■第1回(R3. 8. 10) ・ 成年後見センターの機能 ・ 後見人への報酬助成等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ■第2回(R4. 1頃) ・ 後見人候補者の受任者調整 ・ 後見活動の支援等 </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ■第1回(R4. 7頃) ・ センターの運営状況、国計画も踏まえた課題の整理・検討 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ■第2回(R5. 1頃) </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ■第1回(R5. 7頃) ・ 市基本計画の見直し検討 委員改選(R5. 4) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ■第2回(R6. 1頃) </div> </div>
市の取組予定	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">▼成年後見センターの開設(R3. 10)</div> <div>▼報酬助成要領等の改正(R3. 10)</div> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">▼受任者調整会議の設置(R4. 4)</div> </div>	
関係団体との適切な役割分担のもとで、成年後見センターを中心とした地域連携ネットワークの機能を段階的に整備 （広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）			